

ローン規定

このローン規定(以下「本規定」といいます。)は株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます。)の別途規定を定めるローン商品を除く個人ローン全般に適用されるものとします。

第1章 共通して適用される規定

第1条(本規定の承認)

1. 借主および連帯保証人は、銀行から金銭を借り受けるためローン契約(金銭消費貸借契約)を締結するにあたり、本規定を承認するものとします。
2. 前項の契約は本規定において「ローン契約」といいます。
3. ローン契約は、銀行が借主に金銭を交付した時にその効力を生ずるものとします。

第2条(固定金利の場合の借入利率)

1. 固定金利の場合、借入利率は固定金利であり、契約期間中は変更されません。
2. 当初の借入利率は借入日現在の基準金利に基づき決定されるものとします。

第3条(変動金利の場合の借入利率および基準金利)

1. 変動金利の場合、借入利率は基準金利に基づくものとします。
2. 基準金利は店頭表示の無担保ローン基準金利(以下「基準金利」といいます。)とし、市場金利等をもとに銀行が定めるものとします。
3. 当初の借入利率は借入日現在の基準金利に基づき決定されるものとします。

第4条(変動金利の場合の借入利率見直しの基準)

変動金利の場合、借入利率は、基準金利の変動に伴って第5条に定める方法により引き上げまたは引き下げられるものとします。

第5条(変動金利の場合の借入利率の見直し)

1. 変動金利の場合、借入利率の見直しは、毎年5月1日および11月1日(以下「基準日」といいます。)に行うものとします。
2. 見直し方法は、基準日における基準金利と前回基準日における基準金利の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げるものとします。ただし、借入後最初の見直しの場合には、前回基準日は当初借入日と読み替えます。
3. 前項により見直した借入利率(以下「新借入利率」といいます。)の適用開始日は次の各号のとおりとします。

(1)半年ごと増額返済を併用しない場合

ア. 基準日が5月1日の場合には、その後に到来する6月の約定返済日の翌日(従って、7月の返済日から、新借入利率適用による返済が始まるものとします。)

イ. 基準日が11月1日の場合には、その後に到来する12月の約定返済日の翌日(従って、翌年の1月の返済日から、新借入利率適用による返済が始まるものとします。)

(2)半年ごと増額返済を併用する場合

毎月返済部分については前号と同様とし、増額返済部分については分かち計算するものとします。

第6条(変動金利の場合の返済額の変更)

変動金利の場合、毎回の元利金返済額は第5条による借入利率変更の都度、新借入利率、残存元金、残存期間により新しい返済額を算出し、新借入利率の適用開始日以降、最初に到来する返済日から新しい額により返済するものとします。この場合、銀行は新借入利率および毎回の元利金返済額に占める元金部分と利息部分の金額等を書面またはインターネットバンキングに掲示する「ローンご返済予定表」により通知するものとします。

第7条(元利金の返済方法)

1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。ただし、元金返済を据え置く期間(据置期間)を設定する場合は、当該期間中は利息のみ支払うものとします。

(1)毎月返済の利息は、[毎月返済の部分の元金残高×(借入利率×1/12)]で計算します。

(2)半年ごと増額返済の利息は、[増額返済の部分の元金残高×(借入利率×1/12)×6]で計算します。

(3)当初借入日から第1回返済日または第1回利息支払日までの期間中に1カ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割りで計算します。なお、第1回利息支払日までの間に第11条に定める繰上返済が発生した場合も同様となります。

(4)最終回返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。また、第11条に定める繰上返済後に到来する最初の返済日の返済額も同様となります。

2. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

第8条(損害金)

元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、以下に定めるローン商品ごとの遅延損害金利率を乗じて計算した(1年を365日とし、日割りで計算します。)損害金を支払うものとします。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝日」、「国民の休日」または「12月31日から翌年の1月3日までの4日間」にあたり(以下、これらの日付に該当する約定返済日を「当初返済日」という。)、本章第10条第2項に基づき返済日が後の日付となる結果、返済日に元利金の返済が遅れた場合であっても、当初返済日の翌日から遅延損害金が発生します。

商品名	遅延損害金利率(年率)
イオンアシストプラン	14.6%
教育ローン	19.8%
住宅ローン契約者専用教育ローン	14.0%
イオンメンバーズローン	19.8%
ソーラーローン	19.8%
リフォームローン	19.8%
パーソナルローン	14.0%
住宅ローン契約者専用借換ローン	14.0%

第9条(諸費用の返済用預金口座からの引出)

1. ローン契約にかかる印紙代、保証料、手数料、保険料、確定日付料、残高証明書・支払利息証明書発行手数料、事務手数料、振込手数料、その他一切の費用については、借主が負担するものとし、銀行は銀行所定の日に払戻請求書によらず返済用預金口座から引出のうえ充当することができるものとします。

2. ローン契約に関して借主が負担する次の各号の諸費用についても、銀行は前項と同様の手続により返済用預金口座から引出のうえ、各費用の支払先に振替・振込の方法により支払うことができるものとします。なお、振込にかかる振込手数料についても銀行は同様の処理ができるものとします。

(1)ローン契約に基づき、不動産登記申請または不動産登記簿閲覧、同謄本・抄本の交付の申請を行うにあたって、銀行所定の司法書士へそれらの申請を委任・依頼する場合に、借主が当該司法書士に対して支払うべき当該申請に要した費用(登録免許税等印紙代、司法書士の報酬その他一切の費用を含みます。)

(2)ローン契約に基づき、借主が損保代理店または保険会社に火災保険を申し込む場合に当該損保代理店または保険会社に支払うべき保険料。

3. 前二項の諸費用については、銀行は前二項の方法によるほか、あらかじめ借入金から差し引くことによりその支払に充当することができるものとします。

第10条(元利金返済額等の自動支払)

1. 元利金の返済は、借主指定の借主名義の返済用預金口座からの自動支払の方法によります。ただし、第11条によって繰上返済する場合および第12条、第13条、第21条によってローン契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。

2. 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が暦にない月においては当該月の末日。また、返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝日」、「国民の休日」および「12月31日から翌年の1月3日までの4日間」の場合には、これらの日の翌日。以下同じ。)までに毎月の元利金返済額(半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の元利金返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

3. 銀行は、各返済日に払戻請求書によらず返済用預金口座から引出しのうえ、毎回の元利金の返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済に充当する取扱はせず、返済が遅延することになります。

4. 毎回の元利金返済額相当額の預入が各返済日より遅れた場合には、各返済日以外の日であっても、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱ができるものとします。

第11条(繰上返済)

1. 借主は、第7条、第10条に定める元利金返済のほか、延滞等の特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、ローン契約による債務を最終返済日以前に繰り上げて返済をすることができるものとします。

2. 債務を最終返済日以前に繰り上げて返済する日を「繰上返済日」といいます。繰上返済日は銀行所定の日とします。

3. 繰上返済をする場合には、銀行所定の手数料をいただく場合があります。
4. 繰上返済をする場合には、毎回の元金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日または借入日から繰上返済日までの、半年毎の増額返済額についてはその繰上返済直前の半年毎増額返済月の約定返済日の翌日または借入日から繰上返済日までの、それぞれの未払経過利息もあわせて支払うものとします。
5. 一部繰上返済をする場合には、本条前4項および下表によるほか、銀行所定の方法で取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用
繰上返済できる額	借主が指定した金額(ただし、銀行所定の金額以上)	以下の①と②の合計金額(ただし銀行所定の金額以上とします。) ①繰上返済日に続く6カ月単位にとりまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期間の繰上	返済元金に応じて以降の各返済日を繰り上げるか、以降の各返済日を繰り上げずに毎月および半年ごとの返済額を軽減するかを選択できるものとします。	

第12条(期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から催告通知等がなくてもローン契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、第10条に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)借主が第10条に定める返済を遅延し、翌々月の返済日までに元金(損害金を含みます。)を返済しなかったとき。
 - (2)借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (3)借主が支払を停止したとき。
 - (4)借主が租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5)借主について、保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (6)借主の銀行に対する預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7)借主が保証会社に債務の保証を委託する場合において、保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行からの請求によって、このローン契約による債務全額について期限の利益を失い、第10条に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務全額を返済するものとします。

- (1)借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
- (2)借主が銀行または保証会社との取引約定ならびに規定(ただし第4章第3条を除きます。)の一つにでも違反したとき。
- (3)借主が銀行または保証会社に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
- (4)ローン契約に関し借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- (5)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含みます。)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第13条(反社会的勢力の排除)

1. 借主および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 借主および連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約が虚偽であったことが判明し、借主との本契約を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、第10条に定める返済方法によらず、直ちに債務全額を返済するものとします。

4. 前項の規定の適用により、借主および連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負うものとします。

第14条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、借主のローン契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないローン契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんに係らず相殺することができます。この場合、借主へ書面により通知するものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利息については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第15条(借主からの相殺)

1. 借主は、ローン契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、ローン契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日はローン契約に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第11条に準じるものとします。この場合、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金の払戻請求書等は当行所定の本人確認手段により本人確認を行ったうえ、銀行に提出するものとします。

3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利息については、預金規定等の定めによります。

第16条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、借主にローン契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。

2. 借主から返済または相殺をする場合に、ローン契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

4. 第2項のなお書または前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条(代り証書等の差入)

証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいてローン契約による債務を返済するものとします。なお、銀行が請求した場合には、借主は直ちに代り証書等を差し入れるものとします。この場合に生じた費用・損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。

第18条(照合)

1. 銀行が、銀行との借入契約にかかる諸届その他の書類の届出に際して行った、当行所定の本人確認手段による本人確認により、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行に故意または重過失がない限り、銀行は責任を負わないものとします。

2. 銀行が、借主が入力した暗証番号もしくはログインパスワードを銀行の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときには、これらにつき偽造・変造または盗用等の事故があっても、これらを利用・入力して行われた取引については借主本人が行ったものとみなし、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第19条(届出事項)

1. 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主および連帯保証人は直ちに銀行に銀行所定の方法で届け出るものとします。

2. 借主および連帯保証人が前項の届出を怠ったり銀行からの通知を受領しないなど、借主および連帯保証人の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 借主および連帯保証人ならびに借主または連帯保証人の成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、任意後見人、任意後見監督人その他のこれらに類する者(以下これらを併せて「成年後見人等」といいます。)は、借主または連帯保証人につき後見・保佐・補助等の開始の請求または審判の申立があった場合または審判がなされた場合、成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、またはこれに類する者が選任された場合、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見契約が締結された場合、および任意後見監督人が選任された場合には、各事由につき直ちに銀行に書面で届け出るものとし、関連文書(審判申立書、審判書および確定証明書、後見登記事項証明書等の写しを含みます。)および詳細(関係者の連絡先を含みます。)を提出するものとします。また、後見、保佐、補助等の終了、成年後見人等の解任、辞任、変更、権限の付与・変更等、または契約の変更、解除、終了等、その他後見・保佐・補助、任意後見契約に関連する一切の事項につき変更があった場合についても同様とします。上記届出の前に生じた損害および借主および連帯保証人が上記届出を怠ったために生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。
4. 借主または連帯保証人の成年後見人等につき後見・保佐・補助等の開始の請求または審判の申立があった場合または審判がなされた場合、成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、またはこれに類する者が選任された場合、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見契約が締結された場合、および任意後見監督人が選任された場合、前項を準用するものとします。

第20条(報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に直ちに報告するものとします。

第21条(団体信用生命保険付保)

団体信用生命保険を付保することができる商品において、団体信用生命保険を付保する場合には、次の各号を適用するものとします。

- (1)借主は、ローン契約による債務の担保とするため、銀行が借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意します。なお、保険料は銀行の負担とします。
- (2)銀行が団体信用生命保険契約を締結するために借主の同意を要する必要があるときは、借主は銀行の要求があり次第直ちに必要な書類を作成することに協力します。
- (3)保険金額は、ローン契約による債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
- (4)団体信用生命保険が成立した後に、万一借主に保険事故が発生したときは、借主はローン契約による債務全額について銀行から催告通知等の手続を要せず当然に期限の利益を失い、直ちにローン契約による債務全額の返済義務が発生するものとします。
- (5)借主に関する保険事故により銀行がその保険金を受領したときは、ローン契約による債務は当該受領分についてのみ消滅するものとします。
- (6)借主は、第13条に定めるほか、次の一つにでも該当した場合には、銀行の請求によってローン契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにローン契約による債務全額を返済します。
 - ア. 借主が第1号に定める同意を撤回し、または必要な書類を作成することに協力しないため保険契約が締結できないとき。
 - イ. 借主の団体信用生命保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかとなったとき。

第22条(債権回収会社への業務委託および債権譲渡)

1. 借主および連帯保証人は、ローン契約による債務ならびに借主および連帯保証人が銀行に対して負担する一切の債務について、銀行が必要と認めるときは、銀行の指定する「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収業者(以下「債権回収会社」といいます。)に債務の回収を委託し、当該会社が銀行に代わり借主および連帯保証人へ請求し、取り立てることを承諾するものとします。
2. 借主および連帯保証人は、ローン契約による債務ならびに借主および連帯保証人が銀行に対して負担する一切の債務について、銀行が必要と認めるときは、銀行の指定する債権回収会社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 借主および連帯保証人は、債権回収会社が本条第1項および第2項の行為を行うにあたり、必要な範囲において、銀行が債権回収会社に対し、借主および連帯保証人の個人情報を提供することに同意するものとします。

第23条(債権回収会社以外への債権譲渡)

・株式会社シー・アイ・シー

TEL 0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

第26条(個人情報の収集・利用・提供に関する同意)借主および連帯保証人は、保証会社に対して債務の保証を委託する場合は、借主および連帯保証人に関する情報の収集・利用・提供に関し、次の各号に同意します。

(1)銀行がローン契約に基づく与信業務(途上与信を含みます。)および債権管理業務等のために保証会社から当該保証会社が保有する借主および連帯保証人の情報を収集し、利用すること。

(2)銀行が前号の業務のために、銀行が保有する借主および連帯保証人の情報を保証会社に提供すること。

第27条(住民票の写し等の取得)

債権保全等の理由で必要と認めた場合、銀行は、借主および連帯保証人の住民票の写し等を取得することがあります。

第28条(契約終了後の契約書の取扱)

銀行は、完済による契約終了後の契約書および付帯書類について、借主の申出がない限り返却しません。また、借主の申出なく完済後 5 年を経過した場合、契約書および付帯書類は銀行において廃棄処分されても借主は異議を述べません。

第29条(規定の変更)

銀行は、本規定について、借主の一般の利益に適合するときまたは変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合には、変更することができるものとします。また、銀行は、本規定の変更をするときは、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

第2章 イオンメンバーズローン、ソーラーローン、リフォームローンに適用される規定

第1条(担保)

1. 借主または連帯保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくローン契約による債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、これを承諾するものとします。
3. ローン契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序に係らずローン契約による債務の返済にあてることができるものとします。なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、ローン契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第2条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- (1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- (3) 借主または連帯保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第3条(保証)

1. 連帯保証人は、借主がローン契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、ローン契約に従うものとします。
2. 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人が、ローン契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければ行使できないものとします。また、代位の目的となった権利の対価たる金銭については、銀行が連帯保証人に優先して弁済に充当することができるものとします。

5. 連帯保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証している場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとします。
6. 銀行が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
7. 連帯保証人の一人が債務の承認をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その債務の承認の効力が生じるものとします。

第4条(公正証書の作成)

借主および連帯保証人は、銀行からの請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、ローン契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続をとるものとします。この場合に生じた費用については、借主の負担とします。

第3章 パーソナルローンに適用される規定

第1条(担保)

1. 借主または連帯保証人の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくローン契約による債権を保全しうる担保、連帯保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、これを承諾するものとします。
3. ローン契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序に係らずローン契約による債務の返済にあてることができるものとします。なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、ローン契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、銀行はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第2条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- (1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- (3) 借主または連帯保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第3条(報告および調査)

借主は、ローン契約により取得した不動産について、借入契約期間中に使用目的・用途を変更した場合は、銀行に報告するものとします。

第4条(保証)

1. 連帯保証人は、借主がローン契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、ローン契約に従うものとします。
2. 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人が、ローン契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との取引継続中は、銀行の同意がなければ行使できないものとします。また、代位の目的となった権利の対価たる金銭については、銀行が連帯保証人に優先して弁済に充当することができるものとします。
5. 連帯保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証している場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとします。
6. 銀行が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
7. 連帯保証人の一人が債務の承認をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その債務の承認の効力が生じるものとします。

第5条(公正証書の作成)

借主および連帯保証人は、銀行からの請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、ローン契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続をとるものとします。この場合に生じた費用については、借主の負担とします。

第6条(給与振込の指定)

借主は本ローンの利用にあたり返済口座を給与振込口座に指定するものとし、銀行の承諾なく変更しません。

第4章 教育ローン、住宅ローン契約者専用教育ローンに適用される規定

第1条(資金使途)

ローン契約に基づく借入金の使途は、その3親等以内の者が就学する学校教育法にて定められた教育機関(幼稚園、私立小学校、私立中学校、高校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院等)ならびにその他当行が認める教育機関(以下「学校」といいます。)に関わる資金(入学金、授業料、施設費、寄付金、教科書代、制服代 等就学及び学校生活に関わる諸費用)(以下「教育資金」といいます。)、通学に必要な転居先物件の敷金および礼金(以下「敷金・礼金」といいます。)の支払いならびに当該教育資金および敷金・礼金の支払いを目的として当行以外の金融機関から現に借り入れている金員の借換え(以下「借換え」といいます。)に限られるものとします。

第2条(借入利率見直し)

第1章第5条に定めるほか、借入利率は本章第4条第1項に従って変更されるものとします。

第3条(教育資金等が納付されたことが確認できる書類の提出)

借主は、ローン契約に基づき金銭を借り受けた翌月末日までに、教育資金および敷金・礼金を納付したことが確認できる書類(ローン契約に基づく借入金の使途が借換えである場合、当行以外の金融機関が発行した完済証明書をいいます。)を提出するものとします。

第4条(加算金利の適用)

1. 以下のいずれかに該当する場合、銀行は本章第2条に定める借入利率に5.0%を加算するものとします。加えて、金利優遇が適用されている場合には、その適用を解除いたします。

(1)借主が前条の書類を指定された期日までに提出しなかった場合

(2)借主が前条の書類を指定された期日までに提出した場合であっても、書類に記載されている金額が借入金額に満たない場合

(3)住宅ローン契約者専用教育ローンの契約で借主が当行住宅ローンを完済した場合

2. 前項により加算された借入利率の適用開始日は次の各号のとおりとします。

(1)半年ごと増額返済を併用しない場合

借り受けた翌々月の約定返済日の翌日。ただし、前項第3号に該当する場合、完済月の翌々月の約定返済日の翌日とします。

(2)半年ごと増額返済を併用する場合

毎月返済部分については前号と同様とし、増額返済部分については分かち計算するものとします。

第5章 イオンアシストプランに適用される規定

第1条(約定返済日)

1. イオンアシストプラン契約に基づく毎月の約定返済日は毎月27日とします。

2. 初回返済日は金銭を借り受けた翌月の約定返済日とし、初回の返済額は第1章第7条第1項(3)および本章第2条に定めるとおりとします。

第2条(元利金の返済方法)

初回返済額および最終回返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。

第3条(費用の負担)

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

第6章 住宅ローン契約者専用借換ローンに適用される規定

第1条(借入利率見直し)

第1章第5条に定めるほか、借入利率は本章第3条第1項に従って変更されるものとします。

第2条(完済または解約されたことが確認できる書類の提出)

借主は、ローン契約に基づき金銭を借り受けた翌月末日までに、当行からの請求に基づき、当行以外の金融機関が発行した完済または解約したことが確認できる書類を提出するものとします。

第3条(加算金利の適用)

1. 以下のいずれかに該当する場合、銀行は本章第1条に定める借入利率に5.0%を加算するものとします。加えて、金利優遇が適用されている場合には、その適用を解除いたします。

(1)借主が前条の書類を指定された期日までに提出しなかった場合

(2)借主が前条の書類を指定された期日までに提出した場合であっても、書類に記載されている金額が借入金額に満たない場合

(3)借主が当行住宅ローンを完済した場合

2. 前項により加算された借入利率の適用開始日は次の各号のとおりとします。

(1)半年ごと増額返済を併用しない場合

借り受けた翌々月の約定返済日の翌日。ただし、前項第3号に該当する場合、完済月の翌々月の約定返済日の翌日とします。

(2)半年ごと増額返済を併用する場合

毎月返済部分については前号と同様とし、増額返済部分については分かち計算するものとします。

第7章 ローン規定用語解説集

1. 連帯保証人

保証人は、借主がローン等を返済できない場合に、借主に代わって返済する義務を負う人をいいますが、「連帯保証人」とは、さらに借主と連帯して返済義務を負う人をいいます。連帯責任を負わない保証人は、債権者から請求された場合でも、まず借主に請求するように求め、また、借主に返済資力のあることを証明すれば支払を拒むことができます。しかし、「連帯保証人」の場合は、借主と同様の連帯保証責任を負うので、債権者が借主に請求したか否かや借主に資力が残っているか否かに係らず、借主の債務不履行があり債権者から請求を受けたときは直ちに借主に代わって返済する義務を負い、借主より先に財産に対する差押(項番19ご参照)等の強制執行を受けることもあります。なお、「連帯保証人」がローンの借主に代わって債務の返済をしたときは、連帯保証人はローンの借主に対して債務の返済を請求すること(求償)ができ、この求償のために債権者の権利に代位(項番35ご参照)することができます。

2. 金銭消費貸借契約

「金銭消費貸借契約」とは、借主が金銭を借り受け、借り受けた金銭自体は消費したうえで、後日同種・同額の金銭を返還する契約のことをいいます。

3. 増額返済併用

一般には、ボーナス時等に年2回、通常の毎月返済額に一定額を上乗せして返済する方法のことをいいます。

4. 損害金

「損害金」とは、借主が約定どおり元利金の返済を行わない場合、返済日の翌日から入金日までの期間について、返済が遅延している元金に銀行所定の利率を乗じて算出された金額を違約金としてお支払いいただくものです。

5. 元利金返済額等の自動支払

「元利金返済額等の自動支払」とは、毎回の返済額等を銀行の窓口等で返済するのではなく、返済日当日に、コンピューター処理により自動的に借主の預金口座から引き出し返済にあてる方法のことをいいます。

6. 繰上返済

「繰上返済」とは、借入当初の契約で定められた期限よりも前に繰り上げて返済することをいいます。具体的には、残っている債務額(残債務額)の一部を繰り上げて返済すること、または残債務全額を一括して返済することをいいます。

7. 未払利息

本規定第11条の「未払利息」とは、ローン利息の支払方法が後払いであるために、発生はしているが支払われていない利息のことをいいます。例えば、増額返済月を4カ月経過した時点で繰上返済を行う場合、一般に増額返済分の利息は6カ月分を後払いする取扱となっているため、前回の増額返済以降の4カ月分の利息が「未払利息」となり、ご精算いただく必要が生じます。

8. 信用不安

銀行がローン等の貸出を行う場合、借主の信用状態が健全であることを前提としていますが、貸出後の借主の著しい資産・収入の減少あるいは他の債務の増加等により、借主の返済能力に懸念の生じる場合があります。借主の「信用不安」とは、客観的に見てそのような借主の信用状態に懸念が生じ、返済ができなくなるおそれがある場合をいいます。借主に「信用不安」が生じた場合には、銀行は借主に対し、「信用不安」を解消するに足る担保・保証の差し入れ、追加、変更などをお願いすることがあります。

9. 債権保全

銀行は、貸し出した金銭および利息が回収できない事態とならないよう、返済の遅延等の発生を予防するとともに、万一借主が返済できない事態となった場合にも、貸出金が全額回収できるよう必要な措置を講じる必要があります。この措置を「債権保全」といいます。

10. 担保の現状変更

銀行が貸出を行う場合に土地や建物等の不動産を担保として差し入れてもらうことがあります。この不動産について、担保価値の変動が生じるような変更を「担保の現状変更」といいます。例えば、建物の増改築・取壊しなどや、土地を分割して複数の土地として登記するなどの変更を行うことをいいます。

11. 第三者のための権利設定

特定の法律関係について、これに関与する者(当事者)以外の者のことを第三者といいます。ローンの契約においては、第三者とは金銭を貸し出した銀行と金銭を借り入れた借主以外の者のことです。「第三者のための権利の設定」とは、例えば、この第三者のために賃借権、質権、抵当権(項番25ご参照)等の権利を設定することをいいます。

12. 期限の利益

期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、ローンの契約においては、借主は「契約で定められた最終返済期限までは、約定どおり返済していれば、借入金全額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。本規定第1章第12条(期限前の全額返済義務)第1項に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、当然に借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにローン契約による債務全額を返済しなければなりません。また、本規定第12条(期限前の全額返済義務)第2項に掲げられている事項のいずれかに該当した場合には、銀行の請求により借主はこの「期限の利益」を失い、直ちにローン契約による債務全額を返済しなければなりません。本規定第1章第12条第2項に掲げられている事項とは例えば、借主が当行から複数のお借入れをされた場合にいずれか1つのお借入れについて「期限の利益」を失ったときには他のお借入れについても「期限の利益」を失うことになります。

13. 法定の手続

担保を処分する手続については、担保の種類に応じて各種法律にその定めがあり、その手続を「法定の手続」といいます。ところが「法定の手続」では、手続に時間を要することもあり、結果として処分の時期が遅れるなど、より有利に処分できる機会を逃してしまい、借主・銀行双方の利益にならないことがあります。そこで銀行は、ローン契約時に、担保を「法定の手続」によらず借主との合意のうえで任意の方法で売却し、その中から残っている債務額(残債務額)および売却にかかった費用等を回収できるようにしています。例えば、担保不動産を処分する場合に、相応な条件で当該物件を購入したいという第三者が現れたときには、法律に基づく担保不動産競売手続をとらずに、借主・銀行双方の合意のもとに第三者に任意に売却することにより、借主・銀行双方にとっての時間的・経済的負担を軽くすることができます。

14. 諸費用

本規定第2章第1条および第3章第1条の「諸費用」とは、担保を取り立てたり、処分したりするときに要する諸々の費用のことをいいます。例えば、売却に伴う手数料や諸税があります。

15. 法定の順序

「法定の順序」とは、返済される内容(金額・数量等)が債務全体を消滅させることができないとき、その返済を当事者の間で①債務が数個ある場合にいずれの債務に充当するか、②元本・利息・費用のいずれに充当するか、について合意していない場合に適用される、法律(民法)で定められた充当の順序のことをいいます。この民法に規定する具体的な「法定の順序」は以下のとおりです。

(1) 債務が数個ある場合の充当順序

借主が同一の銀行に同種の数個の債務を負っている場合で、その全部を返済しきれないときは、借主がその返済をどの債務にあてるかを指定します。借主による指定がない場合は銀行が指定できますが、借主が異議を申し出ると銀行の指定は効力を発しません。その結果、どの債務にあてるかを定めることができなくなることを防ぐため、最終的な充当方法が法律で定められています。具体的には、

ア. 返済期限が到来した債務とまだ到来していない債務とでは、返済期限が到来したものを優先すること、

イ. とともに期限が到来している数個の債務がある場合やともに期限が未到来の数個の債務がある場合には、借主に有利な債務(たとえば貸出金利の高低、抵当権等物的担保の有無、手形債務か一般債務かどうかなどを基準に判断)を優先すること、が定められています。

(2)元本・利息・費用の充当順序

返済期限が到来したものについて返済を行うが、その金額が銀行に対して負担する債務(借入金の元本・利息、担保保全・債権回収費用)全額を返済しきれず、かつ当事者間で充当の順序の定めがない場合、法律では費用、利息、元本の順で充当することを定めています。

前記の法律の規定どおりの弁済の充当方法によると、銀行および借主の双方にとって有利とはならないことがあることから、本規定では、必ずしもこれによらないことを規定しています。

16. 事変

例えば、内乱等の騒乱や戦争等のような異常な事態をいいます。

17. 支払の停止

「支払の停止」とは、借主が負う金銭債務の全部または大部分の支払が不能になったことを口頭や行動で(明示または黙示に)表示することをいいます。例えば、借主が破産の申立をしたり、店舗を閉鎖して営業を停止したり、夜逃げなどにより銀行に所在がわからなくなる行動をとったような場合、「支払の停止」とみなされます。

18. 競売手続の開始

競売とは、裁判所が、金銭の支払請求権を有する者(債権者)の申出により、借主に代わって借主の財産を多数の申出人に対して買受の申出を行わせて、最高価格の申出人に競売の対象物を売却する担保処分手続をいいます。「競売手続の開始」とは、債権者の申出により裁判所が競売の対象物件を差押える(次項ご参照)ことをいいます。差押えの効力は、競売対象物件が不動産の場合には、裁判所から借主に差押えの通知が送付されたとき、または裁判所が不動産の登記簿に差押えの登記を行ったときのいずれか早いときに生じます。競売対象物件が動産(例えば株券等有価証券)の場合には、裁判所が差押え対象物を差し押さえたとき(原則として、裁判所が当該動産を占有したとき)に生じます。

19. 差押

裁判所の命令や税金の滞納処分等により、借主の財産(土地家屋、家財道具のような有体物または権利等)の使用または処分を禁じることを「差押」といいます。本規定第1章第12条(期限前の全額返済義務)第1項第7号の「差押」とは、借主になんらかの金銭の支払請求権を有する第三者が、借主のローン契約の相手方である銀行に提供された担保(不動産等)や預金債権について、裁判所の命令等により、自己の請求権を確実に確保できるように、担保や預金債権の処分等を禁止すること、またはその状態をいいます。

20. 相殺

相殺とは、二者が互いに同種の目的を有する債権をもっている場合に、実際に相互に支払う代わりに、相互の債権を対当額だけ消滅させることをいいます。例えば、銀行がローンの借主から、預金をお預かりしている場合、銀行と借主とがお互いに同種の債権(金銭債権)を有していることとなります。

21. 期限未到来の預金

期限の定めのある預金(定期預金等)で、満期が到来していない預金のことです。

22. 期限前解約利率

預金の中途解約利率のことです。期限の定めのある預金の場合には、満期が到来していない時点で解約を申し出ると、通常、約定利率(次項ご参照)よりも低い利率が適用されますが、その低い利率のことをいいます。

23. 約定利率

契約において定められた利率のことをいいます。なお、本規定第1章第14条(銀行からの相殺)では、預金の預入契約において定められた利率のことをいいます。

24. 印影

証書などに押されたハンコのあとのことです。ちなみに、「印影」の真偽を確認するためにあらかじめ官公署、取引先等に届け出ておく「印影」のことを印鑑といいます。

25. 抵当権

「抵当権」とは、借主または第三者が所有する不動産等を、その占有(借主等が自己のためにする意思を持って物を所持する状態)を移さずに、債務の担保(返済できなかった場合の引き当て)として債権者に提供する旨の契約によって成

立する債権者の担保権です。借主が債務を返済しなかった、またはできなかった場合には、抵当権者(この担保権を有する債権者)は、担保を処分して得られた処分代金からローン残高および売却にかかった費用を他の債権者に優先して回収できます。この場合、債権者に担保を提供する者のことを抵当権設定者といいます。なお、「抵当権」は当事者の契約により成立し、上記のとおり債権者に対して物の引渡しを必要としないため、当事者以外にはその実態がつかめません。そのため、「抵当権」に関わる権利の設定、消滅などの事実関係を契約当事者以外の第三者に示すため、債権者と抵当権設定者は共同で法務局等に登記(次項ご参照)・登録を行うこととなっています。

26. 登記

「登記」とは、法務局に備え付けられている登記簿に、抵当権(前項ご参照)の設定等の一定の事項を記載することです。

27. 権利の行使または保全に関する費用

借主または連帯保証人に対する「権利の行使または保全に関する費用」とは、抵当権(項番25ご参照)に関する登記費用、担保物件の価値に関する調査費用および処分にかかる費用のほか、債権回収、債権保全(項番9ご参照)等のためにかかった費用等をいいます。本規定第2章第2条および第3章第2条では、これらにかかる費用については、借主が負担することを定めています。

28. 補助・保佐・後見

精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により判断能力が不十分なため、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難である者を保護し支援する制度を成年後見制度といい、成年後見制度は大きく分けると法定後見制度・任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、本人の判断能力等に応じて「補助・保佐・後見」の3つに分かれており、家庭裁判所は本人を保護するため適切な保護者(補助人・保佐人・成年後見人)を選ぶことができます。また、任意後見制度では、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護の事務について本人が前もって任意後見人に代理権を与えることができ、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督の下で任意後見人による保護を受けることが可能となります。

29. 団体信用生命保険

「団体信用生命保険」とは銀行(債権者)を保険契約者ならびに保険金受取人とし、ローン等の借主を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になったとき、生命保険会社が所定の保険金を保険契約者(保険金受取人)である銀行に支払い、その保険金をもって、被保険者の当該借入金(債務)の返済に充当するしくみの団体保険です。あらかじめご家族の方々にも、「団体信用生命保険」の内容についてご説明願います。

30. 債権譲渡

債権者は自己の有する債権を第三者に譲渡することが法律で認められています。この行為を「債権譲渡」といいます。銀行がローン等の貸出を行った場合には銀行は借主に対して貸し出した金銭を利息とともに返済してもらうという債権を有するわけですが、この債権を第三者に譲ることができるということです。

31. 個人情報情報機関

「個人情報情報機関」とは、消費者金融の円滑化を図るために設置されている信用情報機関で、ローンやクレジットカード等の利用に関する情報を本人の同意に基づき登録し、銀行等の会員に取引上の参考資料として提供しています。

32. 公正証書

「公正証書」とは、公証人が公証人法やその他の法令に従って、法律行為等に関する事実について作成する証書のことです。

33. 免責

「免責」とは、責任を免除されることをいいます。本規定第2章第3条および第3章第4条では、連帯保証人(項番1ご参照)が銀行に対する保証債務の弁済責任を免除されることをいいます。

34. 保証債務の履行

「保証債務の履行」とは、保証人が借主に代わって銀行に債務の返済を行うことをいいます。

35. 代位

本規定第2章第3条および第3章第4条の「代位」とは、保証人が保証債務を履行(前項ご参照)することによって、銀行が有する担保権その他の権利を取得することをいいます。

以上

保証委託約款(イオンフィナンシャルサービス株式会社)

借主は、次の各条項を承認の上、株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます。)との「ローン契約(金銭消費貸借契約)」(以下「原契約」といいます。)に基づき借主が銀行に対し負担する債務について、イオンフィナンシャルサービス株式会社(以下「保証会社」といいます。)に保証を委託します。

また、連帯保証人は、以下の内容に基づき、借主が負担する債務を連帯して保証します。

第1条(委託の範囲)

1. 借主が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき借主が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務(以下「原債務」といいます。)とし、原契約の内容が変更されたときは、借主と保証会社との保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、借主と銀行との間で原契約が成立したときにその効力が生じるものとします。
3. 本契約に基づく保証委託の有効期間は、借主と銀行との間の原契約の取引期間と同一とします。

第2条(債務の弁済)

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、借主は、原契約の各条項を遵守し、各期日に約定返済金を相違なく支払い、保証会社に一切の負担をかけません。

第3条(中止・解約・終了)

1. 保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたと判断したときは、保証会社は、いつでも本契約に基づく代位弁済を中止し、または本契約を解約することができます。この場合、銀行から借主に対するその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社から代位弁済が中止され、または本契約が解約されたときは、借主は、直ちに原債務の弁済およびその他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。

第4条(担保の提供)

借主の資力信用等に著しい変動が生じたときは、借主および連帯保証人は、遅滞なく保証会社に通知します。また、借主は、保証会社の承認する連帯保証人をたてまたは相当の担保を差し入れます。

第5条(代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、借主および連帯保証人は、保証会社が借主に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、借主は、銀行が借主に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第6条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、借主は、次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払います。

- (1)前条により保証会社が代位弁済した全額。
- (2)上記(1)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から借主が求償債務の履行を完了する日まで年365日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%とします。
- (3)保証会社が借主に対し、上記(1)(2)の金額を請求するために要した費用の総額。

第7条(求償権の事前行使)

1. 借主および連帯保証人は、借主が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、第5条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

(1)銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。

- (2)保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立があったとき。
- (3)租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4)原契約または本契約の条項に違反したとき。
- (5)相続が開始されたとき。
- (6)住所変更の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由によって、保証会社において借主の所在が不明となったとき。
- (7)原契約に基づき期限の利益を喪失したとき。
- (8)その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、借主および連帯保証人は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第8条(弁済の充当順序)

借主または連帯保証人の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、借主および連帯保証人は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、借主または連帯保証人について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第9条(通知義務等)

1. 借主の財産、職業、地位および借主が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、借主は、直ちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、借主は、直ちに保証会社に通知し、その指示に従います。
3. 借主または連帯保証人の氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、借主または連帯保証人は、直ちに保証会社に届け出ます。
4. 借主または連帯保証人が前項の通知を怠ったため、保証会社が、借主または連帯保証人から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、借主または連帯保証人の住民票、その他の必要な公的書類を取得することがあることを承認します。

第10条(公正証書の作成)

借主および連帯保証人は、保証会社の請求があるときは、直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きを行います。この場合に生じた費用については、借主の負担とします。

第11条(費用の負担)

借主は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第6条および第7条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。なお、これらの費用の支払いは保証会社の所定の方法に従います。

第12条(債権の譲渡)

借主および連帯保証人は、保証会社が借主に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べません。なお、当該第三者が権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されることに異存ありません。

第13条(連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、借主が本契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯してこれを保証します。
2. 連帯保証人がその保証債務を履行したことに基づき、代位により一定の権利を取得した場合であっても、借主と保証会社の取引が継続している間は、連帯保証人は、保証会社の同意がなく当該権利を行使できないものとします。
3. 借主が銀行または保証会社に対して差し入れた担保およびその他の保証人について、銀行または保証会社に変更、解除、放棄、返還等をして、連帯保証人の責任には変動を生じないものとします。銀行から保証会社に移転または譲渡された担保についても同様とします。

第14条(免責事由)

借主および連帯保証人は、保証会社が証書等の印影につき、借主および連帯保証人が届け出た印鑑と相当の注意を払って照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章等について偽造、変造、盗用等の事故があっても、当該証書等の文言に従って責任を負います。

第15条(管轄裁判所の合意)

借主および連帯保証人は、本契約に関する訴訟、調停および和解については、保証会社本支店(営業所も含む)所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第16条(約款の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により約款の内容を変更することができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。

以上

保証委託約款(株式会社オリエンコーポレーション)

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が株式会社イオン銀行(以下「銀行」という)との表記金銭消費貸借契約(以下「金銭消費貸借契約」という)により、銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社オリエンコーポレーション(以下「保証会社」という)に委託します。

第1条(保証委託)

1. 申込者は、金銭消費貸借契約に基づき申込者が銀行に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
2. 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を銀行に通知し、かつ、金銭消費貸借契約が成立した時にその効力が生じるものとします。
3. 第1項の保証会社の連帯保証は、銀行・保証会社間でそれぞれ別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

第2条(保証料の支払い及び返還等)

1. 申込者は、保証料一括前払いの場合、保証会社に対し、保証会社所定の保証料を、銀行を通じて支払うものとします。この場合、申込者は、保証委託の期間が延長となったときは、保証会社に対し、追加の保証料を、保証会社所定の方法により支払うものとします。
2. 申込者は、金銭消費貸借契約に従い遅滞なく返済を履行し、かつ、約定返済期間の途中で残債務全額を繰上返済したときは、前項により支払った保証料のうち保証会社所定の計算方法による未経過保証料の返還を保証会社に請求できるものとします。この場合、申込者は、当該返還保証料から保証会社所定の振込手数料が差引かれること、保証会社所定の時期及び方法により返還されることに同意します。
3. 申込者は、前項に定める場合を除き、保証会社に支払った保証料の返還を請求できないものとします。

第3条(保証債務の履行)

1. 申込者は、申込者が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、又は、銀行に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者及び連帯保証人に対して何ら通知、催告することなく、銀行に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
2. 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が銀行との間で締結した契約のほか本保証委託契約(以下「本契約」という)の各条項を適用されても異議ありません。

第4条(求償権の事前行使)

1. 保証会社は、申込者又は連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使できるものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続きの申立があったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3) 担保物件が滅失したとき。
 - (4) 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
 - (5) 銀行又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - (6) 第10条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (7) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者又は連帯保証人の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者又は連帯保証人の所在が不明となったとき。
 - (8) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 申込者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第5条(求償権の範囲)

申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

第6条(返済の充当順序)

申込者及び連帯保証人は、保証会社に対する弁済額が保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。尚、申込者又は連帯保証人について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

第7条(担保の提供)

申込者は、申込者又は連帯保証人の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第8条(住所の変更等)

1. 申込者及び連帯保証人は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込者及び連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。
2. 申込者及び連帯保証人は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第9条(調査及び通知)

1. 申込者及び連帯保証人は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社から情報の提供を求められたときには、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力します。
2. 申込者及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 申込者及び連帯保証人は、申込者(申込者が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人が、現在、暴力団、

暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資金凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 申込者又は連帯保証人は、自ら(申込者が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3. 申込者又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは前項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者又は連帯保証人は、申込者又は連帯保証人に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

第11条(費用の負担)

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用及び、第3条又は第4条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

第12条(連帯保証)

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、申込者が本契約によって負担する一切の債務について、申込者と連帯して債務履行の責を負います。
2. 銀行又は保証会社に差入れた担保、保証人について、銀行又は保証会社の変更、削除、返還等をして、連帯保証人の責任に変動を生じないものとします。銀行から保証会社に移転し、もしくは譲渡された担保についても同様とします。
3. 連帯保証人が銀行に対して保証債務を履行し、又は担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。
 - (1) 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、保証会社に対して第5条の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費貸借契約上の保証に基づく負担部分を一切主張しません。
 - (2) 保証会社は、保証債務の履行をしたときは、連帯保証人が当該債務につき銀行に提供した担保の全部について保証会社が銀行に代位し、第5条の金額の範囲内で銀行の有していた一切の権利を行使することができます。
 - (3) 連帯保証人は、銀行に対する自己の保証債務を弁済したときは、保証会社に対して何らの求償をしません。
4. 保証会社が連帯保証人に対して行った履行の請求は、申込者に対してもその効力が生じるものとします。

第13条(管轄裁判所の合意)

申込者及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかにかわらず、申込者及び連帯保証人の住所地、銀行又は保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とする

ことに合意するものとします。

第14条(契約の変更)

保証会社は、民法第 548 条の4の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。

<お問合せ窓口>

株式会社オリエントコーポレーション

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1 Tel.03-5275-0211

(当社は電話リレーサービスに対応しています。)

保証委託約款(アコム株式会社)

私は、株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」という。)との「ローン規定」(以下「規定」という。)に基づいて、イオン銀行に対して負担するローンに係る借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務(以下「原債務」という。)について次の各状況を承認のうえ、アコム株式会社(以下「保証会社」という。)に保証を委託します。

第1条(保証委託の内容)

1. 私の委託に基づいて保証会社が負担する保証債務は、私がイオン銀行の規約に基づいて、イオン銀行に対して負担する原債務を主債務とした連帯保証債務とします。
2. 保証会社による保証は、保証会社およびイオン銀行が保証を適当と認め保証決定をした後、私とイオン銀行との間で規約に基づく金銭消費貸借契約が締結されたときに成立するものとします。
3. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、当該契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第2条(保証債務の履行)

1. 保証会社がイオン銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款(「個人情報の取扱いに関する同意書」を含む。以下同じ。)に基づく保証委託契約(以下「保証委託契約」という。)のほか、規約の各条項が適用されるものとします。

第3条(求償権)

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金、支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
2. 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の原債務に加え、保証会社に対する求償債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の履行金額に対して年 14.5%(365 日(うるう年は 366 日)の日割計算)による損害金を支払うことに同意します。

第4条(事前求償)

私が下記の各号の 1 つにでも該当した場合には、第 2 条第 1 項による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。

- (1) 弁済期が到来したとき、または主債務の期限の利益を失ったとき

- (2) 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
- (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- (4) 支払を停止したとき
- (5) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
- (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- (7) その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

第5条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社あて債務の不履行など保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。

2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、保証会社には負担をかけません。

第6条(反社会的勢力)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号に該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 私は、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは本条第2項の各号のいずれかに該当する行為をし、また本条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または保証委託契約を解約することができます。この場合、イオン銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

4. 私は、前項の規定によりこの保証を中止または解約されたことを理由として、保証会社に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。

5. 保証会社が本条第3項に基づき保証委託契約の解約を行ったときは、併せて損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。

第7条(弁済の充当順位)

1. 私の弁済した金額が、保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。

2. 私が保証会社に対し、保証会社に対する求償債務を含む複数の債務を負担しているとき、私の弁済した金額がそれらの債務の総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。

第8条(通知義務・書類等の提出)

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。

2. 私は、イオン銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。

3. 本条第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

第9条(信用情報機関の登録)

私は、規約および保証委託契約に関する私の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報)を、保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録することを承諾します。

第10条(住民票等の取寄せ)

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

第11条(費用の負担)

保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分にあつた費用および保証委託契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

第12条(公正証書の作成)

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱して、求償債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第13条(本約款の変更)

1. 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。

2. 保証会社は前項に基づき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日をイオン銀行が提供するアプリもしくはウェブサイト、または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法により私に対して通知または公表します。

第14条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条(管轄裁判所の合意)

私は、本約款に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

個人情報の取扱に関する同意条項

株式会社イオン銀行御中

第1条(銀行の個人情報の利用目的)

私は、株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます。)が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、私の同法に定める個人情報を、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

業務内容	(1)預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、投資信託販売業務、保険販売業務、前払式支払手段取扱業務およびこれらに付随する業務 (2)その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱が認められる業務を含みます。)
利用目的	(1)各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため (2)犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため (3)預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため (4)融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため (5)適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため (6)与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため (7)他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため (8)お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため (9)市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため (10)取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告等のマーケティングを行うため (11)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため (12)提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため (13)各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため (14)銀行の経営上および業務上必要な各種リスクの把握および管理のため (15)その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため 銀行は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報に関し、銀行法施行規則第13条の6の6等の規定に基づきお客さまの返済能力の調査以外の目的のために利用または第三者提供いたしません。また、同規則第13条の6の7等の定めに基づき、銀行は、業務に伴い知り得たお客さまの人種、信条、門地、本籍地、保険医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用または第三者提供いたしません。

第2条(個人情報の共同利用について)

私は銀行が以下に定めるとおり、保有する個人データを適切な保護措置を講じたうえで特定の者と共同利用することに同意します。

(1)AFSグループ会社との共同利用

①共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等の属性情報、商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等の取引情報、店番号、口座番号等の取引の管理に必要な情報、与信判断の結果、資料その他の与信判断および与信管理に関する事項(ただし、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報を除きます。)、預金等の各種金融商品の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先、ご職業に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、お客さまの情報通信端末に関する情報およびCookie 等を利用して取得する情報(ウェブビーコン、UID、その他の技術を含みます。)、公開情報その他のお客さまの属性に関する

事項

②共同して利用する者の範囲

以下の会社(以下「AFS グループ各社」といいます。)と共同利用いたします。

(共同して利用する者)

株式会社イオン銀行

イオンフィナンシャルサービス株式会社、および同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社(ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。)

なお、同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社は、以下のサイトに掲載されております。

https://www.aeonfinancial.co.jp/activity/governance/privacy/afsgroup_detail/

③利用する者の利用目的

- [1] AFSグループ各社において経営上必要な各種リスクの把握および管理のため
- [2] AFSグループ各社から各種商品やサービス等に関するご提案やご案内のため
- [3] AFSグループ各社からお客さまに対する与信判断、与信後の管理および債権回収その他自己との取引上の判断のため
- [4] AFSグループ各社における各種商品やサービス等の企画・開発のため

④当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア

代表者氏名は下掲のウェブページにおける「第8条 個人情報の共同利用について」-「(1)AFSグループ会社との共同利用」-「④当該個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しております。

<https://www.aeonbank.co.jp/privacy/rule/>

(2)イオン各社との共同利用

①共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、店番号、お客さまとの間の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、収入・支出に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他のお客さまの属性に関する事項

②共同して利用する者の範囲

以下の会社と共同利用いたします。

(共同して利用する者)

AFSグループ各社 イオン株式会社 イオンリテール株式会社 イオンマーケティング株式会社

その他のイオン株式会社のグループ主要企業(グループ主要企業は、銀行のホームページで公表しております。)

(ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社を対象とします。)

③利用する者の利用目的

- [1] 各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- [2] 各種商品やサービス等の企画・開発のため
- [3] 各種商品やサービス提案のためのお客さまのデータ分析のため

④当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 テラススクエア

代表者氏名は下掲のウェブページにおける「第8条 個人情報の共同利用について」-「(1)AFSグループ会社との共同利用」-「④当該個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しております。

<https://www.aeonbank.co.jp/privacy/rule/>

⑤各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

②記載の会社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用(上記③の[1])に

つきましては、以下のお問い合わせ窓口に対してお客さまからの共同利用停止のお申出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止いたします。

(お問い合わせ先)

イオンフィナンシャルサービス株式会社 業務委託先
株式会社イオン銀行コールセンター 0120-13-1089

(3)ポイントサービスにおける共同利用

①共同利用する個人データの項目

- [1]氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレス、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開 情報などお客さまの属性に関する情報、その他お客さまが申告された情報
- [2]お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、ご契約日・会員番号・お取引金額・残高・期日など、お客さまとの個々のお取引の内容に関する情報

②共同して利用する者の範囲

下記の会社と共同利用いたします。(共同して利用する者)

イオン株式会社 イオンリテール株式会社 イオンマーケティング株式会社 イオンフィナンシャルサービス株式会社

③共同利用する者の利用目的

- [1]ポイントサービス、各種特典等のご提供のため
- [2]共同利用者による、共同利用者・提携会社および加盟店の各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- [3]各種商品やサービス等の企画・開発のため
- [4]各種商品やサービス提案に際しての会員情報分析のため

④当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオン株式会社

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1番

代表者氏名は下掲のウェブページにおける「第8条 個人情報の共同利用について」-「(3)ポイントサービスにおける共同利用」-「④当該個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しております。

<https://www.aeonbank.co.jp/privacy/rule/>

⑤各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

②記載の会社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用(上記③[2])につきましては、下記のお問い合わせ窓口に対してお客さまからの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止いたします。

(お問い合わせ先)

イオン株式会社 お客さまの個人情報に係る相談窓口(お客さまサービス部) (電話番号)043-212-6184

(お問い合わせフォーム)<https://www2.aeon.info/cs/>

第3条(ダイレクトマーケティングの中止)

銀行は、私から第1条(銀行の使う個人情報の利用目的)の(10)、(11)、(12)に規定している利用目的のうち、ダイレクトマーケティングにおける利用について、私から私の個人情報の利用・提供の停止のお申出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。ただし、お取引明細書等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

第4条(個人情報の第三者提供)

1.イオングループ各社への第三者提供

私は、イオングループ各社(法令等に基づくイオン株式会社の連結決算および持分法適用の対象会社をいいます。以下同様です。)と銀行との間で本申込および本取引にかかる情報を含む私に関する情報が、本申込に関する取引上の判断およびマーケティングのために必要な範囲内で、相互に提供・利用されることに同意します。

2.保証会社への第三者提供

私はローン申込および取引にかかる情報を含む私に関する以下の情報が、保証委託先 イオンフィナンシャルサービス株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アコム株式会社、株式会社ドコモ・ファイナンス(以下4社を総称して「保証会社」といいます。)におけるローン申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他私との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、ローン申込みならびに契約にあたり記載する全ての情報
- (2) 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- (3) 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、私の銀行における取引情報(過去のものを含みます。)
- (4) 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- (5) 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

3.提携企業への第三者提供

私は、勤務先(その関連会社および共済組合を含みます。)および協会組織等の提携企業と銀行との間で、本申込および本取引にかかる情報を含む私に関する情報が、本申込に関する取引上の判断、取引における管理、および当該提携先における福利厚生等の運営のために必要な範囲内で、相互に提供・利用されることに同意します。

4.債権管理会社への第三者提供

私は、銀行が債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年10月16日法律第126号)第3条により法務大臣の許可を受けた債権管理会社に本申込に関する債権の回収を委託する場合には、私の個人情報、同社との間で、本申込に関する取引上の判断および同社における管理・回収のために必要な範囲内で相互に利用・提供されることに同意します。

5.債権譲渡

ローン等の債権は、債権譲渡ならびに証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意します。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

私は、私が本契約の申込みまたは契約に必要な同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、銀行が本申込にかかる契約(以下「本契約」といいます。)を締結しない場合があることに同意します。

第6条(本申込が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても、本申込にかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。

第7条(個人情報の開示・訂正・削除等)

1. 私は、銀行および個人情報機関に対して、私の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

- (1) 銀行に開示を求める場合には、第11条記載の窓口連絡するものとします。
- (2) 個人情報機関に開示を求める場合には、第8条記載の個人情報機関に連絡するものとします。

2. 万一、個人情報機関の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第8条(個人情報機関の利用等)

1. 私は、本申込に関して銀行が加盟する個人情報機関および同機関と提携する個人情報機関に私の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報報告等を含む)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等に定めるとおり、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同様です。)のために利用することに同意します。

2. 私は、本申込に関する客観的な事実について、銀行が加盟する個人情報機関にそれぞれ定める期間登録され、銀行が加盟する個人情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は、各機関のホームページに掲載されております。

(1)銀行が加盟する個人信用情報機関

①全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

②株式会社日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0120-441-481

(2)全国銀行個人信用情報センターと提携する個人信用情報機関

株式会社シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

TEL 0570-666-414

第9条(個人信用情報機関への登録等)

1.私は、本申込による契約(以下「本契約」といいます。)成立後に、以下の個人情報(その履歴を含みます。)が、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

(1)全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含みます。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含みます。)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
取引停止処分	取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2)株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)	契約継続中および完済日から5年を超えない期間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	当該事実の発生日から5年を超えない期間
延滞情報	延滞継続中
延滞解消および債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から1年を超えない期間
本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	申込日から6ヵ月を超えない期間

2.私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供

または利用されることに同意します。

3.本条第1項に規定する個人情報機関は第8条第3項のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行ではできません)。

第10条(会話の録音)

私は、銀行が提供するサービスの品質向上およびお申出内容の確認のため会話内容を録音・録画する場合があることに同意します。また、防犯上の理由から、店舗およびATM利用時に録画する場合があることに同意します。銀行は、これらの情報を適切に管理し、目的外に利用いたしません。

第11条(問い合わせ窓口)

私は、銀行に対する個人情報の開示・訂正・削除の申出や個人情報に関する問い合わせについてはホームページに掲載されている手続きによるものとします。

ホームページアドレス: <https://www.aeonbank.co.jp/privacy/rule/index.html>

保証会社に対する個人情報の取扱に関する同意条項(保証委託先 イオンフィナンシャルサービス株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アコム株式会社、株式会社ドコモ・ファイナンス 御中)

第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)

1)私(申込者を含みます。以下同じとします)は、イオンフィナンシャルサービス株式会社、株式会社オリエントコーポレーション、アコム株式会社、株式会社ドコモ・ファイナンス(以下4社を総称し「保証委託先」といいます)との各取引(保証委託約款に基づく保証委託契約(以下「本契約」といいます)の申込みおよび締結を含みます)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を保証委託先が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

イ)私が申込書等に記載した私の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、eメールアドレス、その他私が申告した事項(私からの問い合わせにより保証委託先が知り得た情報およびその変更事項)

ロ)本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する事項

ハ)本契約に関する支払い開始後の利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

ニ)本契約に関する私の返済または支払能力を調査するため、または支払途上における返済または支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、私が提出した源泉徴収票等収入証明書の内容および株式会社イオン銀行(以下「銀行」といいます)が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況

ホ)官報や電話帳等一般に公開されている情報

ヘ)本契約に関する与信判断および与信後の管理のためあるいは本人確認のため、保証委託先が必要と認めた場合は私の住民票等を保証委託先が取得し、利用することにより得た情報

ト)私の運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報

2)保証委託先が、各取引に関する与信業務の一部もしくは全部、または与信後の管理業務の一部または全部を、保証委託先の委託先企業に委託する場合に、保証委託先が個人情報の保護措置を講じた上で、本条1)項により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第2条(個人情報の銀行への第三者提供)

1)私は、与信判断および与信後の管理(保証委託先の保証審査結果の確認、保証委託先との取引状況の確認、代位弁済の完了の確認、原契約に基づく取引および他の与信取引等の継続的な取引に関する判断およびそれらの管理)のために本契約にかかる情報を含む本条

2)項に記載する情報が、保証委託先より銀行に提供されることに同意します。

2)提供される情報

イ)氏名、住所、連絡先、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、契約書等に記載の全ての
情報

ロ)保証委託先における保証審査の結果に関する情報

ハ)保証番号や保証料金額等、保証委託先における取引に関する情報

- 二) 保証委託先における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
 木) 銀行が保証委託先に代位弁済を請求する場合、代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1) 私は、保証委託先が保証委託先の加盟する個人信用情報機関(個人の返済能力または支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報・電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます)が登録されている場合には、保証委託先が返済能力の調査の目的に利用することに同意します。ただし、保証委託先は、返済能力に関する情報については返済能力の調査以外の目的には利用しません。
- 2) 私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証委託先の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、保証委託先が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の返済または支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

[株式会社シー・アイ・シーと株式会社日本信用情報機構の個人情報の登録項目と登録期間]

	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
1.本契約に係る申込みをした事実	保証委託先が当該個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
2.本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
3.債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

[株式会社シー・アイ・シーと株式会社日本信用情報機構の個人情報の登録情報]

株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等。	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)および取引事実に関する情報(債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

- 3) 保証委託先は、私に係る本契約に関して取得した第1条1)項イ)に記載された本籍地を除く本人識別情報(以下「本人確認情報」といいます)を、加盟先機関に提供します。加盟先機関は、当該本人確認情報を、登録されている個人情報に係る本人の同一性確認の目的に利用します。
- 4) 保証委託先が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、保証委託先が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合、別途、私に対して書面により通知し、同意を得るものとします。

1) 株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先: 0570-666-414

ホームページアドレス: <https://www.cic.co.jp>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

2) 株式会社日本信用情報機構

お問い合わせ先: 0570-055-955

ホームページアドレス: <https://www.jicc.co.jp>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社ホームページをご覧ください。

5) 保証委託先が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

(主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)

お問い合わせ先: 03-3214-5020

ホームページアドレス: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1) 私は、保証委託先および前条で記載する個人信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

イ) 保証委託先に開示を求める場合には、第6条記載の保証委託先窓口へ連絡して下さい。開示請求手続き(窓口受付、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

ロ) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、前条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証委託先は自らが登録した情報に限って、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条(個人情報の提供・利用)

申込者は、保証委託先が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という(注))。

第三者の利用目的 保証委託先の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び保証委託先の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。

第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。

②本契約又はカードショッピングの精算のため。

③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。

④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報イ～トのうち必要な範囲。

(3) 提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。

第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(4) 提供する第三者 債権回収会社。

第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受け管理・回収を行うにあたって事前に当該債権の評価・分析を行うため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(注)金融機関等の具体的な名称については、株式会社オリエントコーポレーションホームページをご参照下さい。

第6条(個人関連情報の第三者取得)

申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、保証委託先が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。

- ① 電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)
- ② 住所及び当該住所に所在する住居の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第7条(本同意条項に不同意の場合)

私は、私が本契約の申込みまたは契約に必要な同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託先が本契約の締結を断る場合があることに同意します。

第8条(個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてなど個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の保証委託先までお問い合わせください。

イオンフィナンシャルサービス株式会社 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3	お客さまサービス推進グループ コールセンター(受付時間 9:00~18:00 年中無休) 0570-071-090(ナビダイヤル:有料) または 043-296-6200(有料)
株式会社オリエントコーポレーション (https://www.orico.co.jp) 〒102-8503 東京都千代田区麹町 5 丁目 2 番地 1	お客様相談室 03-5275-0211(当社は電話リレーサービスに対応しています。)
アコム株式会社 〒105-0021 東京都港区東新橋 1-9-1	お客さま相談センター 0120-036-390(フリーダイヤル)
株式会社ドコモ・ファイナンス 〒190-8528 東京都立川市曙町 2-22-20 立川センタービル	お客様お問い合わせ窓口 042-528-5701

株式会社オリエントコーポレーションは、個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

アコム株式会社は、個人情報の保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者(情報セキュリティリスク管理部の担当役付執行役員)を設置しております。

株式会社ドコモ・ファイナンスの個人情報保護管理者は、法務・コンプライアンス部門の管掌役員がその任にあたります。

第9条(本契約が不成立の場合)

私は、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みをした事実が、不成立の理由の如何を問わず、第1条・第2条1)項および第3条2)項1.に基づき、一定期間利用されることに同意します。

第10条(条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。